

令和4年度 環境の杜ふれあいトレーニング機器等賃貸借契約書（長期継続契約）

那覇市・南風原町環境施設組合（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）、△△△△（以下「丙」という。）、は、乙所有のトレーニング機器及び関連品（以下「機器」という。）の賃貸借に関し、甲乙丙間で次のとおり契約を締結する。

1. 品名及び数量： 別紙「環境の杜ふれあいトレーニング機器等明細書」のとおり。
2. 納 入 期 日： 令和5年2月28日
3. 賃 借 期 間： 令和5年3月1日から令和10年2月29日
4. 総 賃 借 料： ￥00,000,000－
(うち消費税及び地方消費税 ￥0,000,000－)

内 訳

単 価 ￥000,000－（月額）
消費税 ￥00,000－（月額）
賃借料 ￥000,000－（月額）

令和4年度（令和5年3月1日～令和5年3月31日まで）
￥0,000,000－（消費税及び地方消費税込み）
令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日まで）
￥0,000,000－（消費税及び地方消費税込み）
令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日まで）
￥0,000,000－（消費税及び地方消費税込み）
令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日まで）
￥0,000,000－（消費税及び地方消費税込み）
令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日まで）
￥0,000,000－（消費税及び地方消費税込み）
令和9年度（令和9年4月1日～令和10年2月29日まで）
￥0,000,000－（消費税及び地方消費税込み）

5. 機器設置場所 那覇市・南風原町環境施設組合（甲が指定する場所）
(南風原町字新川650番地)

契 約 条 項

(契約の趣旨)

- 第1条 甲に対する機器の賃貸借に関する契約内容については、この契約条項及び「令和4年度環境の杜ふれあいトレーニング機器等賃貸借契約」に関する仕様書によるものとする。
- 2 乙は、この契約に基づく丙の債務について、丙が債務を履行しない場合は、乙が当該債務を履行するものとする。

(法令等の遵守)

- 第2条 甲、乙及び丙は、本契約に基づき実施する全ての事項において、日本国国内法令及び、那覇市及び南風原町の条例及び規則等を遵守し、これに違反してはならない。

(機器の引渡)

- 第3条 甲は納入期日までに設置場所において機器の受入準備を完了する。
- 2 乙及び丙は責任を持って納入期日までに機器等の納入、設置及び調整等にあたり、甲に引き渡すものとする。
- 3 前項にかかる経費は契約賃貸借料に含まれるものとする。

(賃貸借料)

- 第4条 機器の賃貸借料は頭書記載の金額とする。

(消費税及び地方消費税)

- 第5条 この契約に関する賃貸借料の表記は内税方式とする。
- 2 消費税の算出に際して1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(賃借料の請求及び支払い)

- 第6条 乙は、賃借料について、使用月の翌月初めに請求を行い、甲は、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。
- 2 甲の責めに帰すべき事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、丙は、支払期限の翌日から支払日まで、その請求金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(丙の所有権表示)

- 第7条 丙は、機器に丙の所有に属する旨の表示を行う。
- 2 甲は、前項の表示を汚したり、取り外してはならない。

(機器の保守及び保証)

第8条 乙は、甲が行う機器の保守にかかるメーカーサポート窓口の照会及び修理等に伴う物品の調達等について協力義務を負うものとする。

(善良なる管理者の注意等)

第9条 甲は、善良なる管理者の注意をもって機器を管理する。

2 甲は、機器の使用に際しては、それらに添付された取扱説明書に定めるとおりの用法及び用途に使用する。

3 甲は、機器及びこの契約に基づく賃貸借権を第三者の権利の目的物をすることはできない。

(保険)

第10条 丙は、機器に動産総合保険を付保し、その保険料は丙が負担する。

2 動産総合保険の内容等については、別紙「動産総合保険内容」のとおりとする。

(通知義務)

第11条 次の場合、甲は、遅滞なく乙および丙に通知しなければならない。

(1) 機器につき、乙および丙の権利を侵害するような事態が発生したとき、または、そのおそれがあるとき。

(2) 機器につき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(契約の解除)

第12条 甲、乙及び丙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には何ら催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第2条に記載された法令遵守ができなかった場合

(2) 重大な過失又は背信行為を受けた場合

(3) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続き開始、民事再生法手続き開始、会社更生法手続き開始、特別精算開始の申立があった場合

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(5) 公訴公課の滞納処分を受けた場合

(6) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

2 甲、乙及び丙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償等)

第13条 甲、乙及び丙が本契約の債務不履行により、相手方に損害を与えた場合、甲、乙及び丙は損害の回復について誠意を持って協議するものとする。

2 甲、乙及び丙が本契約に違反したことにより相手方に損害を与えた場合は、甲、乙及び丙は、本契約の解除の有無に関わらず、相手方に対して損害賠償を請求することができるものとする。ただし、間接損害、又は当事者の責に帰すことができない

い事由によって生じた直接損害については、賠償責任を負わないものとする。

- 3 損害賠償額について甲乙丙協議のうえ、本契約の対価を限度として賠償責任をおうものとする。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第14条 この契約は、那覇市・南風原町環境施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成22年那覇市・南風原町環境施設組合条例第1号)第2条第1号の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算の減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

- 2 乙または丙は、前項に伴う変更又は解除により損失が生じたときは、甲にその損害を請求することができるものとする。この場合における損害賠償額は、甲乙丙協議して定める。

(合意管轄)

第15条 本契約にかかる訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(その他)

第16条 甲、乙及び丙は、本契約に基づき実施する全ての事項において、相手方の業務に支障をきたさないよう協力するものとし、この契約に定めない事項及びこの契約の条項に疑義が生じた場合は、那覇市・南風原町環境施設組合契約規則(平成19年那覇市・南風原町環境施設組合規則第5号)によるもののほか、甲乙丙協議の上定めるものとする。

この契約締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 南風原町字新川650番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 知念 覚

乙 ○○○○
○○○○
○○○○

丙 △△△△
△△△△ (リース会社)
△△△△

動産総合保険内容

1 保険期間

この保険は、リース契約成立後、物件が甲に引き渡された時に始まり、リース契約満了したときに終了となる。

2 保険の対象となる損害

この保険は、頭書記載の物件について、保険期間中に保険の対象となる事故によって生じた損害を補填するものである。保険の対象となる損害事故及び保険の対象をならない損害事故は、下記のとおりである。

(1) 保険の対象となる主な損害事故

- ① 火災、落雷、破裂、爆発
- ② 盗難
- ③ 破損
- ④ 濡損
- ⑤ 物体の落下・飛来
- ⑥ 車両の衝突及び接触
- ⑦ いたずらによる直接損害
- ⑧ 風水災（台風、旋風、暴風雨など）

(2) 保険の対象とならない主な損害

- ① 故意、重過失による損害
- ② 地震、噴火及び津波による損害
- ③ 自然の消耗・摩滅、または当該物件によるかび、さび、変質、変色、虫喰い、ねずみ喰い等による損害
- ④ 物件の製造上、加工上の欠陥に起因する損害
- ⑤ 偶然な外来の事故に起因しない電氣的・機械的事故による損害
- ⑥ 物件の修理・清掃等の作業中における作業上の過失、または技術の拙劣によって生じた損害
- ⑦ 紛失、または置き忘れによって生じた損害